

農商工連携の推進に「アドバイザー派遣制度」をご活用ください。

三重県農商工連携アドバイザー派遣制度のご案内

「農商工連携」とは、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業のことで、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。

この取り組みを進めるため、商工会や市町などが開催する会議に、制度の概要や支援の仕組み、先進的な取組などを紹介する「農商工連携アドバイザー」を派遣させていただきます。

農商工連携アドバイザー派遣制度とは？

- 商工会や農協などの支援機関や、行政組織（市町、県組織）からのご要請に基づき、「農商工連携推進」を目的とした会議や研修会にアドバイザーを派遣いたします。（予算に限りがあり、申込受付順となります。）
- アドバイザーから、農商工連携の制度の概要、みえ農商工連携推進ファンドなどの支援制度の概要、県内外の事例などを紹介させていただきます。

派遣先

- 三重県内の産業支援機関
（商工会、商工会議所、金融機関、農協、漁協、森林組合、NPO等の中間支援組織）
- 三重県内の地方公共団体（市・町や県の関係機関等）

★平成24年度三重県農商工連携アドバイザー★

お名前	プロフィール
まつもと けいし 松本 圭史	中小企業支援ネットワークアドバイザーとして活躍。農商工連携支援の実績が多数あり、お互いがWIN-WINになるようなスキーム作りから、ビジネスモデルの作成、各種支援制度の活用など、一貫した支援を実施。
たかがき かずお 高垣 和郎	ものづくりコーディネーター、6次産業化プランナーとして活躍。農商工連携支援の実績が多数あり、幅広いネットワークを生かし、企画から開発、広報PR、そして販路まであらゆる場面での支援を実施。

★アドバイザー派遣制度の問い合わせ・申込先★

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部地域資源活用課 北村宛

電話 059-224-2336、FAX 059-224-2078、E-mail:chishi@pref.mie.jp

(別紙1)

平24年度三重県農商工連携アドバイザー派遣申込書

申込日： 年 月 日

三重県雇用経済部地域資源活用課長 宛

申込者
団体名
代表者名

下記により農商工連携アドバイザーの派遣を申し込みます。

派遣を希望するアドバイザーの名前		
派遣希望日時 (1回あたりの 派遣時間は 3~4時間程度)	第一希望	
	第二希望	
	第三希望	
依頼内容	研修会・講演会・ 会議などの名称	
	開催場所 (名称と所在地)	
	依頼する内容	
参集対象者、 参集予定人数	対象者	
	予定人数	
申込者の 連絡先	担当者のお名前	
	電話番号	
	住所	〒

ご記入いただきましたお名前などの個人情報は、三重県個人情報保護条例に従い適切に管理させていただきます。アドバイザー派遣業務及び地域資源活用課からの各種連絡業務以外には利用いたしません。

★アドバイザー遣制度の申込み先 (派遣希望の15日前までに)★

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部地域資源活用課 北村宛

電話 059-224-2336、FAX 059-224-2078、E-mail:chishi@pref.mie.jp

(別紙2)

平成24年度三重県農商工連携アドバイザー派遣報告書

報告日： 年 月 日

三重県雇用経済部地域資源活用課長 宛

団体名

農商工連携アドバイザー派遣が終了しましたので、その内容を下記のとおり報告します。

研修会・講演会・ 会議などの名称	
開催場所 (名称と所在地)	
派遣日時等	平成 年 月 日 (曜日) : ~ :
参加人数	人
アドバイザーの 名前	
内容	

この報告書は、派遣終了後、速やかに送付してください。

★報告書の送付先★

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県雇用経済部地域資源活用課 北村宛

電話 059-224-2551、FAX 059-224-3153、E-mail:muras@pref.mie.jp

平成24年度三重県農商工連携アドバイザー派遣要領

(趣旨)

第1条 三重県は農商工連携を推進するため、会議や研修会等の講師として、当該年度の予算の範囲内で、三重県農商工連携アドバイザーを、三重県内の産業支援機関及び地方公共団体に派遣する。

(農商工連携アドバイザー)

第2条 派遣する「三重県農商工連携アドバイザー」は、次表のとおりとする。

お名前	
まつもと けいし 松本 圭史	合同会社 地域創造研究所 所長
たかがき かずお 高垣 和郎	特定非営利活動法人 津市NPOサポートセンター 理事

(派遣要件)

第3条 三重県は次のすべての要件を満たす場合、当該年度の予算の範囲内で、申込書の受付順に講師を派遣する。

- 1 講師への依頼内容が「農商工連携の推進」に係るものであること。
- 2 申込者が次のいずれかに該当すること。
 - ① 三重県内の産業支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、農協、漁協、森林組合、NPO等の中間支援組織）
 - ② 三重県内の地方公共団体（市・町や県の関係機関等）

(講師派遣の回数)

第4条 講師派遣の回数は、同一団体について当該年度内に3回まで認めるものとする。

(講師派遣時間)

第5条 一回あたりの講師派遣時間は3時間～4時間程度とする。

(講師派遣終了後の報告)

第6条 講師派遣を受けた団体は、講師派遣終了後、速やかに、その内容を三重県に報告するものとする。

(講師派遣に要する費用)

第7条 第5条による報告を受けた後、三重県は次表のとおり、講師派遣に要する経費を、口座振込により講師に支払うものとする。その他必要な経費は、申込者の負担とする。

	報償費	旅費
県内講師の派遣	一回あたり 30,000円	職員等の旅費に関する条例（三重県条例第四十六号）に準じて、旅費を支給する。

附則 この要領は平成24年8月9日から施行する。